

# 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

## 招 集

令和4年8月18日（木）午前10時 議場

## 出席委員（7名）

（委員長）土 光 均 （副委員長）田 村 謙 介  
安 達 卓 是 津 田 幸 一 錦 織 陽 子 森 谷 司  
吉 岡 古 都

## 欠席委員（1名） 塚 田 佳 充

## 説明のため出席した者

### 【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 中本課長 山崎課長補佐兼福祉政策担当課長補佐  
末次福祉政策担当主任

[福祉課] 橋尾次長兼課長

[障がい者支援課] 田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐  
橋本相談給付担当課長補佐

[長寿社会課] 足立課長 赤井高齢社福祉担当課長補佐 植田介護保険担当課長補佐

[健康対策課] 渡部課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐  
井原フレイル対策推進室長 岩坂担当課長補佐  
宇佐見健康総務担当係長 椎田健康総務担当係長

### 【こども総本部】

[こども政策課] 松田次長兼こども政策課長  
永榮課長補佐兼子育て政策担当課長補佐  
松本課長補佐兼こども育成担当課長補佐  
榑原子育て政策担当主任 蘆尾こども育成担当主任

[こども相談課] 瀬尻次長兼課長 松竹課長補佐兼家庭児童相談室長  
門脇担当課長補佐 小林発達支援担当係長

[こども施設課] 齋木課長 榑本子育て施設担当課長補佐

[こども支援課] 金川課長 大谷保育支援担当課長補佐

## 出席した事務局職員

松下局長 田村次長 土井議事調査担当主任

## 傍聴者

稲田議員 今城議員 岩崎議員 大下議員 徳田議員 戸田議員 西野議員  
又野議員 松田議員 矢田貝議員

報道関係者2人 一般0人

## 報告案件

- ・福祉保健部が所管する各種計画等の進捗状況について
- ・こども総本部が所管する各種計画の進捗状況について

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○土光委員長 ただいまから民生教育委員会を開会します。

塚田委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

本日は、執行部から2件の報告がございます。

初めに、福祉保健部が所管する各種計画等の進捗状況について当局の説明を求めます。

塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 福祉保健部から、福祉保健部の各課が所管いたします各計画の令和3年度末におけます進捗状況について御報告をいたします。

お配りしました資料に基づきましてお話をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私から、まず各計画の特徴的なところを御説明をいたします。

では、資料2ページ目を御覧ください。1番、米子市地域つながる福祉プランの進捗状況についてでございます。この計画は、計画期間が令和2年度から令和6年度で福祉政策課が所管をしております。米子市と米子市社会福祉協議会が共同で策定しました米子市地域つながる福祉プランは、地域共生社会の実現を目指して一人一人の市民、住民組織、福祉関連団体、企業などの多様な主体と行政との協働の仕組みや地域福祉推進のための具体的な取組について、体系的にまとめた計画です。また、各福祉分野に共通して取り組むべき事項を定めていることから、福祉分野の上位計画と位置づけられています。

本計画の進捗管理は、計画に定める各種施策や取組について自己評価を行い、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進委員会におきまして検討を行うこととしております。

3つの基本目標を定め、目標を達成するための取組としまして事業を各課が自己評価をし推進委員会で検討するものとしておりますが、基本目標1、2、3いずれも大半、95%以上でございますが事業としては取り組んでおりまして、より顕著な取組となるよう努めてまいりたいと考えております。

この中で特に御報告させていただきたい箇所は、3ページ目を御覧いただきまして(2)の基本目標2の中で当プランで定めました7つのエリアに総合相談支援センターを配置するという目標の具現化といたしまして、本年4月11日に開設しましたえしこにでございます。1か所目の総合相談支援センター開設に向けて総合相談支援員を2名配置し、試行的に多機関の協働による支援のコーディネートを実施いたしました。このことでスムーズにセンターが移行し、今後はえしこにと支援実施者がさらに連携をしまして、複雑化、複合化した課題を抱える方に支援が届けられるよう協議等を行い、えしこにの充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。2番、第8期米子市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画でございます。計画期間は令和3年度から令和5年度で、長寿社会課が所管しております。本計画は、高齢者本人の尊厳を維持しながら住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できるよう地域で支え合い、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に向けた体制整備及び諸施策とともに、介護保険制度の持続可能かつ円滑な運営のための諸施策や介護保険サービスの確保のための方策を一体的にまとめたものです。

具体的には、まず介護保険制度の円滑な運営の中の5ページ目を御覧ください。

(3)の介護給付についてでございますが、総給付費は前年度より伸びておりますが、計画値の比較ではおおむね計画どおりに進捗していると考えております。介護給付費のうち、地域密着型サービスのサービス費の前年度からの伸びが6.5%と大きな伸びとなっております。これは次の7ページ目を御覧ください。こちらに地域密着サービスについて記載をしております。地域密着サービス費の内訳を見ますと、特に中ほどの小規模多機能型居宅介護の伸びが大きく、これは令和3年度に新たに2事業所を開設したことが大きな要因と考えられますが、今後も在宅生活を支える上で大きな役割が期待されております。

続きまして、8ページ目の介護予防・生活支援総合事業の進捗状況でございます。前年度から8.9%伸びています。この中には介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる要支援1・2の方や事業対象者の方の訪問介護や通所介護などのサービス給付費と、市が行う一般介護予防事業費が含まれ共に増加しておりますが、一般介護予防のフレイル対策事業を拡大して取り組んでいるところでございます。

同じく8ページから9ページ目の下段、介護給付適正化事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響から対面による実地指導が縮小せざるを得なかったところでございますが、ケアプラン点検については全事業者に対して実施することができました。利用者に対する適切なサービスの確保と持続可能な介護保険制度に資するため、実地指導の件数の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、10ページ目の4の在宅に向けたサービスと資源づくりのところでフレイル対策の推進についてでございますが、市内の東部、中央部、西部にそれぞれフレイル対策拠点を設置するという構想に基づきまして、市内2か所、白鳳の里とコムコムスクエアにフレイル対策拠点を設置しまして、フレイル度チェック、フレイル予防実践及び情報発信を実施しました。なお、令和4年4月には市内3か所目となるフレイル対策拠点を弓浜地域老人福祉センターに設置をしました。また、新型コロナワクチンの集団接種会場におきましても、来場された65歳以上の方を対象といたしましてフレイル度チェックを実施したところでございます。

次に、認知症施策についてでございますが、こちらは初めに15ページ目を御覧いただけますでしょうか。15ページ目の(2)の認知症予防事業の表の認知症予防プログラム利用者数についてでございますが、令和3年度の実績が146人となっておりますが、39人に修正をお願いします。申し訳ございませんでした。

では、14ページの下段に移りまして認知症施策においてでございますが、これもコロナ禍でなかなか計画どおりの実施というのができないところもございましたが、認知症の理解者、応援者である認知症サポーターを学校や職場、地域などで養成をしまして、認知症へ正しい理解、啓発に努めてきたところでございます。認知症になっても希望を持って認知症の人や家族が住み慣れた地域で生活を送ることのできる社会を目指しまして、引き続き施策を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、16ページを御覧ください。3番の米子市障がい者支援プラン2021についてでございます。

こちらは米子市の障がい者計画と米子市障がい福祉計画、米子市障がい児福祉計画、この計画を3つまとめたものでございますが、障がい者支援課が所管をしております。米子市障がい者支援プラン2021は、障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し自己実

現できるよう各分野における支援を充実するとともに、様々な社会的障壁を取り除くために本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向性を定めました米子市障がい者計画と障がいのある人の生活に係る障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援などの円滑な実施について定めました第6期米子市障がい福祉計画及び第2期米子市障がい児福祉計画の3つの計画をまとめたものになります。

まず障がいのある人の状況についてでございますが、障害者手帳の所持者数は令和3年度末現在で8,106人で、引き続き精神障害者保健福祉手帳の所持者の方が増加している状況でございます。

次に、3年後、令和5年度の目標値の設定についてでございますが、それぞれの目標値に対する令和3年度末の状況につきまして、16ページから18ページに記載をしているところでございます。

申し訳ございません、18ページの下段の(6)相談支援体制の充実・強化等というところの①のところでございますけれども「平成30年4月に米子市の障がい者基幹相談支援センターを設置し」とありますが、申し訳ございません、平成31年の誤りでございましたので修正をお願いいたします。

大きく分けますと、入所施設や精神科病床からの地域移行の取組、一般就労への取組、障がいのある児童への取組などがございますが、これらの目標値を達成するため各障がい福祉サービスの供給体制と支援内容の充実を図ることとしおきまして、その給付実績につきまして19ページから22ページに記載をしているところでございます。

実績につきましては、前年度実績、見込み量を上回ったもの、また下回ったものが混在しております。

まず、19ページを御覧ください。障がい福祉サービスの利用状況といたしまして、訪問系のサービスではヘルパーの不足により居宅介護のサービスが十分提供できない状況がございます。また、下の②のところになりますけれども、表の日中活動系のサービスのうち介護給付につきましては開きまして20ページの表になりますが、短期入所というサービスがございます。こちらは今までは事業所が少なく利用しにくい状況も続いておりましたが、令和3年度に新たな事業所の開設がございまして、実績も増加したところでございます。

一方で受入れ体制が十分整っていないこと理由などにより、強度・高度障がいのある方、医療的ケアが必要な方などの短期入所や生活介護などのサービスの利用調整が困難な状況というのは続いております。

20ページの訓練等給付についてでございます。就労継続支援B型というサービスがございますが、これは実績が増加しております。このサービスの状況といたしましては、市内の定員の合計が依然として利用者の実績を大きく上回っておりまして、提供体制は充足している状況でございます。今後は実地指導などにより支援の質の確保に向けた取組を強化したいと考えております。

21ページの④、下段、計画相談支援についてでございます。相談支援専門員の不足により、利用希望者の速やかなサービス利用に支障が出ている実態がございまして、課内に相談支援専門員を配置しましてサービス等利用計画の作成支援を実施しているところでございます。さらに、本年度は新規参入の事業所等に対しまして人件費等の一部を補助し、

支援することとしております。

次に、22ページの障がい児に係るサービスにつきましては、児童発達支援と放課後等デイサービスのいずれも前年度と比べまして実績が増加をしております。これは早期での療育の必要性の認識が高まったことや、両サービスともに新たな事業所の参入が進んでいることが要因として考えられます。そのほかのサービスといたしまして23ページに地域生活支援事業の実績を記載しておりますが、多くの事業所で実績減または前年度並みとなりましたが、当事者の生活を支援するため、より利用しやすい制度になるよう必要な見直しを行っていきたいと考えております。

次に、25ページを御覧ください。4番の米子市成年後見制度利用支援計画の進捗でございます。

計画期間は令和3年度から令和7年度で、福祉政策課が所管します。本計画は、意思決定に困難がある人ができる限り自分自身で意思決定ができるよう、成年後見制度の利用支援を含む各種支援の取組や体制整備の在り方を明らかにし、その具現化を目指したものでございます。令和3年度は成年後見制度に係る相談機能の充実を中心に取り組みました。成年後見制度に係る相談機能の充実といたしまして中核機関の設置、チーム会議の設置、中核機関による一次相談受付及びケース対応を重点的に取り組みました。具体的には福祉政策課を中核機関と位置づけまして、制度に係る一次相談窓口として相談受付を行うとともに、相談ケースの福祉的アセスメント及び支援の方向性の決定などを行いました。また、中核機関内にチーム会議を設置しまして、相談のあったケースの対応方針の決定や福祉保健部各課の役割調整を行いまして、相談への対応が柔軟かつ迅速に行うことができました。

続きまして、26ページを御覧ください。5番の米子市健康増進計画の進捗状況についてでございます。

こちら計画期間は平成30年度から令和4年度で、健康対策課が所管します。市民が健やかに生き生きと生活していくためには、疾病の早期発見と早期治療だけでなく市民一人一人が生活習慣の改善を意識し、健康を増進することが大切です。このことから国、県の健康増進方針等との整合を図りつつ、健康増進法上の市町村計画といたしまして本計画を策定し、生活習慣予防及びがん予防対策を重点項目として推進するものでございます。

26ページ目の生活習慣病予防の対策についてでございますが、健康診査の受診率については令和3年度27.2%で横ばいとなっているため、これを引き続き地区担当保健師や地区保健推進委員と協働いたしまして健診の大切さを伝え受診の声かけを行い、受診率向上に向け積極的に取り組んでいきたいと考えております。

生活習慣病予防の取組強化につきましては、特に地区担当保健師が毎月1回公民館で実施しております保健師の出張なんでも健康相談や鳥取大学医学部学生と共催で実施しておりますまちの保健室など地域の健康づくり活動が定着しつつあることもありますが、引き続き地域の課題に合った健康づくり活動が展開できるよう、現状の把握に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、27ページのがん予防対策についてでございます。がん予防対策の推進につきましては、指標であるがん検診の受診率は前年度と比較しますと増加または横ばいの結果となっておりますが、目標値には達成しておりません。ただし令和2年度途中より開始をいたしました医療機関における個別検診の開始や、昨年度変更となりました検診実施

期間の延長に伴いまして、肺がん検診につきましては受診率が大幅に向上いたしました。今後も受診環境の整備に加えまして、幅広い年代へ検診に関心を持っていただけるよう情報発信を強化していきたいと考えております。

次に、29ページを御覧ください。6番の米子市食育推進計画の進捗状況でございます。

計画期間は令和元年度から令和5年度で、健康対策課が所管いたします。食は心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすため全ての世代に必要なものでございますが、現代社会において食は多様化し飽食の時代となり、様々な食に関する問題が顕在化し課題が山積しております。このことも踏まえまして国、県において食育の推進が図られており、本市におきましても食育に関する事業を各課で実施しておりますが、米子市食育推進計画を策定いたしまして本市の食育の取組をより一層推進するものでございます。

目標に対する具体的な取組状況といたしましては、29ページからの記載のとおりでございますが、主な取組といたしましてホームページ、市報、インスタグラムなども活用し食に関する情報発信を行いました。新型コロナウイルス感染予防の観点から、集団で行う栄養指導、調理実習など中止せざるを得ないこともございましたが、人数制限、料理持ち帰りの調理実習など感染状況に応じて実施方法を変えながら、体験を含めた活動もできる限り取り組むことができました。

学校・保育所給食において、郷土料理や地元食材を積極的に取り入れることにより地元食材活用の推進を図るとともに、食文化への関心を高めることができるよう取り組むことができました。

今後の取組といたしましては、食育に関する取組を実施している部署は多く、部署同士の連携を今まで以上に十分に図っていききたいと考えております。

最後に、34ページを御覧ください。7番の米子市自死対策計画でございます。

計画期間は令和元年度から令和5年度で、健康対策課が所管します。本市におきまして自死の防止のため総合窓口の設置等の取組を積極的に進めてきましたが、国の定める自殺対策基本法による市町村計画の義務化、自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえまして本計画を策定し、自死対策のさらなる推進を図っていくものでございます。

4つの基本方針により取り組みましたが、特に市民への周知、啓発の推進といたしまして各地区公民館やふれあいの里で行われる様々な健康講座の機会を捉えまして、自死に対するミニ講話を保健師が実施したところでございます。今後も相談窓口の周知や知識の普及啓発のためのミニ講座を継続していき、加えてインターネットで情報収集を行うことの多い働き世代や若者世代に向けて信頼のできる情報元から発信されているウェブコンテンツの紹介やSNS相談窓口の周知も行っていきたいと考えております。

生きることの包括的な支援の推進といたしまして、随時電話、来所、訪問、メール等での相談を保健師が中心となり対応しております。単発での相談が多いのですが、継続的に支援が必要な方がいらっしゃれば、関係機関とともに連携をいたしまして包括的に支援をしていきたいと考えております。

計画に関する説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見、御質問を求めます。

安達委員。

**○安達委員** たくさんの計画内容を今説明してもらって順次聞きたいと思うんですが、集中的に質問させてください。

まず最初に、一番最後に言われた34ページ、35ページの対策計画についてですが、こだわりがあって少し質問を細かく言いますと、表現が自死と自殺っていう言葉を行によって使っておられるんですが、どこでどういう区分で自死と自殺を使い分けて表現をしておられるのか非常に分かりづらいので、そこを解説も含めて教えていただければと思うんです。私も各個質問でこのことを取り上げたこともあるんですが、自殺っていう言葉を県とかがそういう表現、表記を使わなくて、自死という言葉を活用して言葉遣いをしてるように聞かされたんですが、その辺はこの2ページにわたっての部長の報告があったんですけど、どのように使い分けておられるか教えていただけますか。

**○土光委員長** 金川健康対策課長補佐。

**○金川健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐** 自死と自殺の使い分けということなんですけども、先ほど言われたように鳥取県では自殺という言葉ではなくて一律で自死というふうに扱ってはおります。ただ、国で決められたこの自殺総合対策大綱であったり自殺予防週間、あと自殺対策強化月間というような国で決められた言葉だけそのまま自殺という言葉を使わせていただいております。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 最初のところで自害っていう言葉は私は表現しなかったんですが、マスコミでは自害っていう言葉を使ったりするときも、時々新聞とかテレビ報道で聞かされたりします。ここの言葉の扱いも対策内容も非常に気を遣ってっていう言い方がいいのか分かりませんが、表現を嫌がられる方はそういった今答えが出されたように適宜表現をしておられるんじゃないかなと思って聞かせてもらいました。

それで自殺という言葉は今言われて、県はできるだけその言葉を表記をしない。よくあるのが、今かなり定着したと思うんですが、障がい者っていう言葉の「がい」の字を、ここの担当窓口もそうですが平仮名で表記してますね。そういったところで表現、表記が非常にこだわりを見たり聞いたりすると、そこはどうなのかなと思ってあえて聞かせてもらいました。説明を聞いた側は非常に分かりづらい。どういう範疇で説明されようとして、また表記されようとしているのかが曖昧になってしまっ行って間が見えづらくなったり、対策内容が何なのかな、焦点化されるものは何なのかなというのが分かりづらいので、あえて重ねて言いました。よろしくをお願いします。

続きまして、質問を何点かささせてください。

最初のページのほうからこうと思うんですが、部長が説明された順にできれば思っておりますが、最初の2ページのDですか、未着手っていう評価ですよっていうことなんですけど、このDの評価が3件ございますよね。1の(1)のところのD、3、欄の中にありますけど、この3件のケースっていうのはどのような評価をされているのかももう少し具体的に教えていただけませんか。

**○土光委員長** 中本福祉政策課長。

**○中本福祉政策課長** 2ページ目のDの3件についてでございますが、具体的には取組事項としましてソーシャルビジネス、コミュニティービジネスへの支援・連携が1つでございます。次にSIBの推進、3つ目が事業者による見守り活動の推進、この3つの取組が

具体的に取組として実施ができなかったということでございます。

○土光委員長 安達委員。

○安達委員 それで課長に今答えていただきましたが、その要因とか背景っていうのはどのようなことかというところは教えてもらえることはできますか。3件はできなかったって言われたんですが。どういう理由とか背景があったのか教えてもらえればと思うんですが。

○土光委員長 中本課長。

○中本福祉政策課長 最初のソーシャルビジネス、コミュニティービジネスの支援・連携とかSIBの推進につきましては、そもそもその取組の実施自体に着手ができなかったというところがございますので、今後その方法も含めてどういったふうに着手ができるかということをごさら検討していきたいと思っております。

事業者による見守り活動の推進につきましては、こちらは事業者とこちらも関連するんですけどもどう協定を結ぶかというところがございますので、そのまず事業者に対してその協定を結ぶに至るアクションというか、アクションだけではなくて協定に結びつけないわけですので、そこら辺の行動は取れてるんですけども協定自体を結べなかったというところがございますので、今後そこら辺はより強化していきたいというふうに思っております。

○土光委員長 安達委員。

○安達委員 続いてすみません、3ページの同じく(2)のD評価1っていう欄が示してありますが、このDの1について何か要因とか背景等も含めて答えていただければと思うんですが。

○土光委員長 中本課長。

○中本福祉政策課長 3ページ目のD評価の取組についてでございますが、取組は給付費の適正化チェックの項目でございます。こちらは各福祉分野の公的サービス給付が量、質ともに適正であるかチェックする体制を福祉政策課のほうが後方支援をするという意味での給付の適正チェックという項目を掲げてまして、昨年度はこれに対して実施内容がなかったということがございます。

今年度につきましては、組織的に福祉政策課、給付の適正化部分、重点項目とさせていただいて強化させていただいておりますので、現時点で障がい者支援課、長寿社会課に対しても共同で取組への後方支援を枠組みも含めて一緒になって取り組んでいるところでございます。

○土光委員長 安達委員。

○安達委員 ぜひ他課をまたがってやらにゃいけん体制づくりから始めていくという今課長の答えがあったように思うんです。非常に一課一課の事業内容も大変多岐にわたるところで、さらにその課が複数課またがって事業に進んでいくにはかなりの協調体制と協働体制っていうんでしょうか、もともと市はそれができる体制がありますので、ぜひ取組を進めてもらえればと思います。今聞いていたらコロナによる影響があまりないように聞こえてくるんですが、そうはいったってコロナの感染予防体制に対して非常に応援体制も日々、広がってると思ってます。そうすると限られた職員数で事業を展開するのが、限られた職員の中でまださらにやらないけんというのを感じるところがありますので、ぜひ事業推進を協調体制を強めていただけて進めてもらえればと思いますので、重ねてそこは要

望しておきたいと思います。

計画の報告ですので、計画はそれぞれ見直されながら進めて結果を求めていかれると思いますので、ぜひそこを重ねてお願いしたいと思います。

続いて、6ページの短期入所療養介護（療養介護）っていうのがありますが、ここの聞きたいところは計画値なしが実績ありに変わっていったんですが、このような結果になったその背景をもう少し具体的に教えてもらえばと思うんです。計画段階では事業所移行はなかったが、短期間のうちに急遽サービス提供できるようになったのか。そこら辺の背景も含めて答えていただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

**○土光委員長** 足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 御質問いただきました短期入所療養介護（介護療養型医療）のところだと思いますが、計画値ゼロとなっているものが実績で上がってきたというところの御質問だったと思います。

この介護療養型医療施設そのものが、令和5年度末で廃止をするということが決まっております。実は事業所としても市内にはございませんで、鳥取県西部に1か所それを行っている医療機関がございますけれども、なぜそこをショートとして利用されたとかっていう理由まではちょっとこちらでは把握ができておりませんけれども、そこをショートという使い方をされてこういう実績として上がってきたというふうなところでございまして、詳細のところの分析ができないところでございます。

基本的に計画値のほうはそういう廃止という背景がございまして、利用はないものということで計画値はゼロということで組んでおるところでございまして。以上です。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** 一旦切替え、切上げをしたいと思うんですが、次7ページの同じように夜間対応型訪問介護についてなんですけど、実績値がないこの背景をもう少し詳しく教えていただければと思います。私が勝手に推測するんですが、2年度は計画値段階では計画値は想定していたが年度間には実績値がなかった。そういった背景なのかなと思っておるんですが、もう少し詳しくその要因、背景を教えてください。

**○土光委員長** 足立課長。

**○足立長寿社会課長** 7ページの夜間対応型訪問介護のところでございます。令和2年度といいますと期間としては第7期ということになってございまして、第7期期間中は夜間対応型訪問介護をやっている事業所が1つあったんですけども、その7期中に廃止をされまして、現在米子市内で実施をしている事業所はないところでございます。

8期につきましては、そういった背景から計画値としてはゼロとしておりまして、実績としてもゼロとなっているというところでございます。

**○土光委員長** 安達委員。

**○安達委員** そこでね、課長、聞きたいのは、サービス提供を受けたいのっていう人に対する対応っていうのはどうなっていくんですかっていうのが重ねての質問になりますが、そこは分かるところで教えてください。

**○土光委員長** 足立課長。

**○足立長寿社会課長** この夜間対応型訪問介護の事業所を増やしていくというところは今のところは考えておりませんで、例えばこの定期巡回・随時対応型訪問介護看護という

ところもやはり同じように夜間でも対応しておりますので、そういったサービスを活用していただきながらやっていただくようにというふうに思っておるところでございます。

○土光委員長 安達委員。

○安達委員 分かりました。一旦私、質問を切ります。よろしくをお願いします。

○土光委員長 ほかにありませんか。

田村委員。

○田村委員 すみません、私も2ページの先ほどのつながる福祉プラン進捗状況の上から3行目、先ほどもちょっと御説明あったと思いますが、その中で企業などの多様な主体と行政との協働の仕組みということで、先ほどS I Bが未着手という説明がございました。この原因というのはどういうことなんでしょうか。

○土光委員長 中本課長。

○中本福祉政策課長 S I Bの未着手についての御質問でございますが、S I Bを活用する事業としての正直ベースを言わせてもらいますと、そういう事業の選定につきましてまだ着手ができてないというところでございます。

○土光委員長 田村委員。

○田村委員 今回のS I Bの案件というのは、基本的にフレイル対策であったりとかそういったものによっていわゆる要介護認定だったり、民生費の圧縮によって市としての利益が出るということの前提にインセンティブが発生するという仕組みだったというふうに私は考えておまして、これはぜひ進めるべきなんじゃないかというふうに考えておりますが、このまま置いとくんですかね、ちょっと見解を伺います。

○土光委員長 中本課長。

○中本福祉政策課長 今後の方向性についてでございますが、先ほどの答弁ちょっと補足させていただきますと、フレイル対策の事業も含めてですけども、事業をどれに確定して実際のS I Bの構造に入るということができてないということございまして、実際の検討としてじゃどういう企業さんがどういうことをやられて、S I Bに力入れてる会社もあられてってそういう接触は材料集めとしてはさせていただいております。委員おっしゃるとおり、こちらに対して市として重点的に当然取り組んでいくというところで、この福祉プランの目標に上げてるというところでございます。説明がちょっと不足してましたけども、方向性としては、実際今後は具体的にどの事業に対してどの例えば業者を使って委託を出してやるのかとかいうところで、具体的な取組として着手したいというところでございます。見方によったらDというよりは、そういう検討材料をしてるというところではCとかっていうことになるのかもしれませんが、結果という意味でDということとさせていただきます。以上でございます。

○土光委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。この取組ってというのは行政改革の上でも絶対これは進めていくべきだというふうに私も思っておりますし、やはりこれがDの分類というのは私としてはちょっとよくないかなというふうに感じております。ぜひこれを前に進めていただきたいというふうに感じます。

あと、できたらS I Bって何ぞやって知らん人いっぱいいますんで、説明もついてたらありがたいですね。

あと、こちらの最後の自死、34ページなんですけれども、今までの進捗状況の説明文、非常に詳細に何年度、何年度というような数字が上がっておるやつと比べると極めて簡易的な表現であります。この令和元年度から今途中ではありますけれども、例えばその母数といいたいまいしょうか、スタート時点の例えば市内における認定されてる、警察等の情報によって自死と認められる数が幾らであって、これを目標値に何人ぐらいまで抑えたいというものが上がってないんですが、これに関しての見解を伺います。

**○土光委員長** 渡部健康対策課長。

**○渡部健康対策課長** 自死対策に対する目標値のお尋ねでございます。

自死対策計画のほうの3ページのほうになるんですけども、自死対策を通じて達成すべき当面の目標値ということで、平成25年から29年の自死の平均値が28人ということでありまして、それを計画最終年の2023年には自死者数をその平均値28人から20%以上減少するという目標を立てております。以上でございます。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 分かりました。それでちょっと私も気になるんですが、令和元年度からということになると本来この自死ということに関して、いわゆるコロナ関連のものが非常に多くなっております。いわゆるコロナ離職であったり倒産、閉業等、そういったものを苦にした自死を選択をされるという方が非常に増えてる。

また、本日の新聞報道によっても例えば20代の女性が特に増えているとか、そういったターゲットが分かりつつある中で、この計画っていうのは例えば本来だったら見直し、もっと言うならば加筆をしてそういったものに対しても有効的に対応するというような文言が入るべきであって、これ向こう令和5年までの計画なのであれば途中で付け加えてもいいんじゃないですか。それどうなんでしょうか、見解を伺います。

**○土光委員長** 渡部課長。

**○渡部健康対策課長** コロナの状況によって自死の状況等も変化していて、それについての対応、計画への記載というようなことでの御質問だというふうに思いますけども、当然計画については5年計画ということで、策定時点の内容で立てておりますので、当然その間にそういった状況が変わるといっても想定はされます。これはどの計画についても同じだというふうには思っておりますけども、当然そういった計画期間中であってもそういった状況の変化があればそういうことに対応した施策、また対応を取っていくっていうのが基本であると思いますので、計画を見直して書き換えるかどうかっていうのはちょっと今別にいたしまして、そういった今コロナの状況下ということでございますので、しっかりそういった自死の方の状況、その年代であったり性別であったりっていうのは分析をさせていただいて、事業等対応に反映させていきたいというふうに考えております。以上です。

**○土光委員長** 田村委員。

**○田村委員** 最後にしますけれども、ほかの自治体であればこういった命の電話等にかけてこられた方に対して、例えばアウトリーチ型の支援体制を取っていつでも身近にお支えますよというような姿勢を示すことによって、思いとどまったというようなことだって報告がございます。本市もこの計画は見直さずこのまま走ることなんなんですけれども、しっかりとその辺りの対応いただけるようにフレキシブルな対応をお願いしたいと思いま

す。以上です。

○土光委員長 森谷委員。

○森谷委員 田村委員の関連で、その米子市自死対策計画の最後の35ページの確認ですけども、4番で相談者数が78件というふうに表示されてます。これ年代別、どういう世代が一番相談されてるかということの実情把握、この数値が世代、年代ごとに分かるでしょうか。

○土光委員長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 自死関連の相談者数の内訳についてでございますけども、やはり電話等相談される方の状況によっては年齢とかそういったものをあまり言われたいというか、こちらのほうに明かしていただけない案件というのがかなりございまして、そういった分類のほうは今できていないという状況でございます。以上でございます。

○土光委員長 森谷委員。

○森谷委員 もう1点お伺いいたします。14ページ、在宅医療・介護の連携推進、この在宅医療の一層の周知の中にエンディングノートの箇所、記述がございます。ここで令和2年が1,800部、令和3年が2,400部、どういう流れでこのエンディングノートというものを配付といいますか当事者にお渡ししてるのかということと、このエンディングノートを渡した後に何かアフターケアというか、その後の何か取組の実情が分かれば教えていただきたいと思っております。

○土光委員長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 エンディングノートの配付等についてのお尋ねでございますけども、エンディングノートにつきましては、例えば高齢者対象に行う運動指導教室での配付を行ったりとか、高齢者がお集まりになられるような場での提供、そういったことを実施をしているところでございます。以上でございます。

○土光委員長 森谷委員。

○森谷委員 もう1点聞きたいんですけど、配付した後のそれをどういうふうにケアというかどう生かすのか、どうつなげていくのかっていうことの具体的な方向性というか、具体例があれば教えていただきたいと思っております。

○土光委員長 渡部課長。

○渡部健康対策課長 まず、先ほどの配付に関してですけども、もう1点付け加えますと各包括支援センターのほうにもお配りをして、必要な高齢者の方には御活用をいただいているというところでございます。

エンディングノートのアフターケアということでございますけども、そういった使い方等のお尋ね等が当課のほうにあれば対応のほうはさせていただいてますことと、それとこのエンディングノートの中にはこちらの市の例えばフレイル対策とか、医師会等の情報とかも載せておりますので、そういった情報に対するお尋ね等への対応はいたしているところでございます。

○土光委員長 森谷委員。

○森谷委員 せっかく1,800、2,400とこういった取組をされてますので、このエンディングノートをもうちょっと活用して生かすというか、そういったところも今後検討していただけたらいいかなと。せっかくの企画なので要望しておきたいと思っております。以上

です。

**○土光委員長** ほかにありませんか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 2点ほど質問させてください。

まず、11ページのフレイル度チェックのところについてです。様々な機会を捉えてこのフレイルのチェックをされているところですが、大体見ますとフレイル状態に陥っている方が15%前後いらっしゃるということです。

永江地区においては、このプレフレイルとフレイルの方に対して希望者に介入支援教室を開催とありますが、大体この永江地区のプレフレイルとフレイルの方を割合から実数を計算してみますと約200人ぐらいいらっしゃいます。その中で介入支援教室に参加されたのは16名ということで、この数字についてはどのように分析をされておられますか。

**○土光委員長** 渡部課長。

**○渡部健康対策課長** 永江地区の介入支援教室への参加者についての分析のお尋ねでございますけれども、もちろんコロナ禍ということもありますのでその参加人数の定員ということもありますけれども、参加人数としては少ないなという認識はこちらのほうでは持っております。

フレイル予防自体があくまで健康と介護状態の間の方を運動指導等を行いながら健康な状態に戻して、健康寿命を延伸していくという取組でございますので、フレイル度チェックをして終わりということではなくて、その後その意味であるとかその後の運動指導等の重要性をしっかりとこちらから発信、周知させていただいて、介入支援教室への参加を促していく取組が必要であるというふうに考えております。以上です。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 健康寿命を延伸する目的というもの今の状態ではどうも民生費を抑制するため、介護保険の認定につながらないためというような認識があるみたいなんですけど、このフレイルに陥っている方は健康寿命をこれ以上延ばしたいと思っておられるのでしょうか。その介入教室への参加が進まない理由として、このフレイル、プレフレイルの方のニーズと市の方針が合っていないのではないかとこのように私は思います。市民の皆さん全てが健康寿命を延ばしたい、それがいいことだというような価値観を持つというのは、またこれはこれで気持ちの悪いことです。行政としては民生費を抑制するためということとこれをやっておられるようですが、そもそも住民が楽しく住んで楽しい米子市ということでこういう福祉政策ってやっているのではないかと思うので、まずこのフレイルとかプレフレイルの方がどういった生活を望んでおられるのか。そういったことを聞かれたことはありますか。

**○土光委員長** 渡部課長。

**○渡部健康対策課長** そのフレイル、プレフレイルの方のお気持ちとかどういったことを望まれておるかという御質問につきましては、そういった部分の把握は行っていないところでございます。

フレイル対策を実施していますが、確かに介護給付等の支出の抑制ということも目標の一つではありますけれども、まず基本的、根本的な部分として市民に健康で生き生きと生活をしていただくというのがやっぱり市役所、市としての大目標であろうと思っております。

ますので、それに向かってフレイル対策を実施しているというのが基本的な考え方でございます。

そういった中で、やはりフレイルチェックがどういったもので、それを受けられてどういった状態で、それを改善するのであればこういった方法がありますっていうことをしっかりお伝えをし、理解をしていただいた上で、自主的にといたしますか、自らの御意思でそういったところに積極的に参加をいただけるというところが理想だと思っておりますので、それに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 要望で最後にしますが、その健康でいるための周知をするということもとても大切ですが、このフレイルの方をつかまえた場合に、介護保険につながっていないのではないか。そういう視点からも見ていただきたい。この人たちを健康にするというだけでなく、必要な介護を受けられていない、サービスを受けられていない方ではないかっていうような視点からも、この抽出したフレイルの方に対して接していただければと思います。

では、もう一つの質問に移ります。7ページ、地域密着型サービスについてです。この中に認知症対応型共同生活介護というのがあって、施設の整備などに取り組んでおられるところですが、現在米子市錦町で進んでおりますグループホームの建設に関して、住民の方からいろいろと御意見をいただいております。グループホーム建設に関して申請などが進んでいるところなんですけど、私、今その申請書類を公文書公開で取り寄せました。事業者が今錦町に建設を予定している地域密着型サービス事業所の申請申込みの地域への説明についてという添付書類を情報公開請求したんですが、地域の方はこの建設について了承はしていない、自治会長さんは了承していないとおっしゃっているんですが、この書類によりまずと地域住民への説明について地元自治会、自治会長に事業計画、会社概要、建物計画について御説明実施、計画について御了承いただく、令和4年3月29日実施とあります。この辺で住民の方とそごがあるようですので、この説明を開催した時間、場所はどこかとか出席者は誰だったのか、当日の説明の資料はどのようなものであったか、自治会の方からどういう意見が出たのかなどの資料があれば頂きたいなと思うんですがいかがでしょうか。

**○土光委員長** 足立課長。

**○足立長寿社会課長** グループホーム建設に係るいろんな資料の提供ということでもよろしかったでしょうか。

それにつきましては、今地域密着型の運営委員会の中で議論をいただいて決定をして、その結果を踏まえて選定をしているわけですが、その協議内容に係る部分については基本的に非公開の会議とさせていただいておりますので、お出しできるもの、お出しできないものっていろいろとあると思うので、その辺は精査させていただくようになると思いますが、それは後ほど検討させていただけたらと思います。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** できるだけ問題がないものに関しては、出していただくようお願いを申し上げます。

この地域密着型サービスですので、地域の方といろいろそごがあったりもめごとがあっ

ては、できてからもスムーズな運営ができないのかなとも思いますので、その辺しっかりと確認をして、資料も委員会にも提出していただけると助かります。よろしくお願ひします。

**○土光委員長** いいですか。今、資料をとということですが、もう少し具体的にどういった資料というのをもう一回言ってもらえますか。

**○吉岡委員** いつ開催して、時間は何時から何時までだったか。場所はどこか。あと出席されたのは誰か。当日の説明、事業計画、会社概要、建物計画についてとありますので、その資料。そのときに、相手方の自治会の方からどのような意見が出たかというような話合いの内容についてです。

**○土光委員長** こういった資料を出せるかどうかを検討するということですか、それとも出せますか。

足立課長。

**○足立長寿社会課長** 今のそのいつ開催とか何時とかっていうのは、先般情報開示請求をされたその了承を得たということの、その部分での詳細のところということでよいということですね。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 令和4年3月29日実施ということで、この文書に書いてある部分についての資料ということです。自治会の方はこの日には会ってないっておっしゃっているのです。

**○土光委員長** 足立課長。

**○足立長寿社会課長** 確認をさせていただきます。

**○土光委員長** その確認というのは、今具体的に3月29日に説明のときの資料というふうに言われてるんですが、いつはもう分かっているので時間とか場所とか誰が出席、そういった報告を資料提出というか、委員会に報告をしていただけるということでもいいんですか。

足立課長。

**○足立長寿社会課長** 審議過程に関わるものについては検討が必要ですが、事実に係るものについては提供させていただきたいと思います。

**○土光委員長** だから今具体的に言ったのは、事実に係るものというのは時間とか場所とか出席者、名前までは多分求めてないと思うんですけど、その辺は出していただけるということでもいいですか。

足立課長。

**○足立長寿社会課長** その内容がこちらでも把握できてるかどうか、確認をさせていただきます。それも含めて検討させてやってください。

**○土光委員長** じゃ確認の上、提出をお願いします。

ほかにありますか。

錦織委員。

**○錦織委員** 今の地域密着型サービスの点なんですけれども、錦町1丁目の件です。実は自治会のほうと、課のほうとで何回か話合いも持たれてるようなんですけれども、なかなかちが明かないということが実際だと思います。米子市としては、とにかくこの足りていない地域密着型サービスの施設を造りたいということが一番あると思うんですが、やっぱり地域密着型っていうからには、本当に地域の皆さんにも納得していただけるそうい

う努力をすることが米子市として足りないのじゃないかなっていうふうにこの間、私は直接には事業者と会ったりしてないんですけども、そういうのを感じています。

それで米子市としてそういう施設をたくさん造って皆さんに安心していただく、これだけの施設を造りますということで本当に思うんだったら、そのところは誠実に対応していただかないといけないと思うんです。今、吉岡さんが資料要求をされましたけれども、私も3月29日以降今日に至るまでの地域のほうからの申入れだとか話し合いだとか、時系列でできたらというか、その資料を頂きたいと思います。申入れだとか話し合いをした日にちだとか、そういったことを確認したいと思いますがどうでしょうか。

**○土光委員長** 足立課長。

**○足立長寿社会課長** 今までのその経緯といいますか、そういったところの資料の提供ということだと思います。これにつきましても開示ができるできないという部分の精査が必要になりますが、可能な範囲で提供はさせていただきたいというふうに思います。

**○土光委員長** ほかに御意見、御質問ありますか。

錦織委員。

**○錦織委員** 5ページの介護給付費の図で、施設サービス費が計画比で97.62%ってあるのでこれの詳細が8ページの上段の図ですね。見方が分からないんですけど、この施設サービス費の文章のところを見ると、この施設サービス費っていうのは文章上では年々実績が減っていたために計画値も低く設定したけれども、令和3年度は予想を大きく上回る利用となりましたっていうふうになってるんですが、この数字を見ると上が令和2年度で下が令和3年度だと、計画値は何かこの文章では減らしたって書いてあるんですけど計画値では増えているし、実績に対してはなるほど減ってると思うんですけど、そこがちょっと見方が分からないんですけどどうなんでしょうか。

**○土光委員長** 足立課長。

**○足立長寿社会課長** 8ページの施設サービス費の説明の部分のところの御質問です。

ここで実績も年々減少していたため云々という説明についてですが、これはこの施設サービス費の中の介護療養型医療施設の説明をさせていただいています。なので、施設サービス費全体のことでなくて、ここの部分の説明をさせていただいているということで御理解いただけたらと思います。

**○土光委員長** ほかに御意見、御質問。

津田委員。

**○津田委員** 2ページと3ページの令和3年度の計画進捗状況という部分ですけど、このA B C Dあるんですけど、このCとD、いわゆる一部は達成してるんだけど取組を行っているが不十分というのと未着手というところなんですけど、この最終的にはここはどのぐらいの数値になるっていうか、目標というのどのぐらいになるかっていうのを教えていただけませんかでしょうか。

**○土光委員長** 中本課長。

**○中本福祉政策課長** 今の御質問を確認させていただきたいと思いますが、CとDの今数字が上がってるものを今後どうしたいかという意味の目標でございますでしょうか。

**○土光委員長** 津田委員。

**○津田委員** そうなんですけど、実際このトレースというか、今実際にこのある数値がど

ういうふうになっていくかっていうことを私自身、この14件とDが3件っていうのが、これがこの数値っていうのがどのぐらいに最終的にはゼロ件になるのか、それとも目標値が何件以内とかっていうふうなことを目標とされて取り組んでいるのかというのがちょっと分からなかったもんです。

**○土光委員長** 中本課長。

**○中本福祉政策課長** 今の御質問につきましては、基本的には例えばDを何%以下にしよう、Aを何%以上にしようという目標値は定めてはございません。ですので基本的にはCとかD、特にDに関しては未着手というものは先ほどのS I Bの話でもさせてはいただきましたけども実際に取り組んでいく全ての項目において、理想論かもしれませんが我々としては全てAに向かっていきたいというのが正直ベースでのお話でございます。

**○土光委員長** 津田委員。

**○津田委員** 大体分かりましたけど、思いは分かるんですけど、このC、Dを減らしていくっていうのがやっぱり目標的には設定をしないといけないと思っておりますので、その目標値っていうか、そういうのを定めていくことでこのC、Dっていうのは減っていくのではないかなっていうふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つあります。ちょっと教えていただきたいんですけど、28ページの(2)で上の段に喫煙者減少ということで書いてありますけど、これは妊娠届時ということですので妊婦の方に対しての指導を行ったということで喫煙者の減少ということで、この3年度にイベントに関しては啓発イベントは中止になりましたっていうことでありますけど、取組自体はもうこういう指導で終わってるのでしょうか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

**○土光委員長** 金川課長補佐。

**○金川健康対策課長補佐兼健康総務担当課長補佐** 今おっしゃるとおり、今のところこの指導というところで終わっているというところでございます。

妊婦の方と、あと妊婦の配偶者の方に向けてということで、妊婦さんにもお話をさせていただいているところでございます。

**○土光委員長** 津田委員。

**○津田委員** 非常に禁煙者をつくっていくっていうのは大変なことであると思ひます。この辺がもうちょっと具体的というか、何か本当におんぼらとしたような表現になってます。この辺の取組っていうのは今重視されてることだと思ひますので、この辺とあとの3番の肺がん検診が非常に多かったというようにところに結びついていくというふうに感じております。この辺がもうちょっと何か啓発的とか、指導に対してもこのようなことを取り組んでいるというような部分を展開していただきたいというふうに要望いたします。以上です。

**○土光委員長** ほかにございませつか。

安達委員。

**○安達委員** 一回りされたかなと思ひて重ねて質問させていただきますが、ページから言ひますと16ページから障がい者支援プラン2021からの進捗状況が先ほど資料提供で説明されました。そこでこの真ん中の辺りの障がいのある人の現状ということで欄がつくってありまして、項目では身体、療育、精神そして合計欄がつくってありますが、とりわ

け精神の欄が年度ごとに増えていってこの現状をどのように理解していいのかなと思っています。というのは、市内の対象となる人が出現が見つけられて手帳交付が増えていったのか、それとも認定申請が変わっていったのか。そこら辺の増え方の分析値をもう少し具体的に教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○土光委員長 田村障がい者支援課長補佐。

○田村障がい者支援課長補佐兼計画支援担当課長補佐 精神の障がい者の手帳の所持者数が増えているということについてのお尋ねだと思いますけれども、社会的状況がいろいろ複雑化していることによっていろんな精神的な不安を抱えられたりとか悩みを抱えられたりとかっていったところで、精神的な病気とかそういったことになられる方が増えているっていう現状もあるかと思います。そのことによって早くから医療機関等にかかられて診察を受けられたりとかといったところで、手帳の交付だとかまた自立支援医療の受給だとかっていうところが増えていっているというところが現状だというふうに考えております。

○土光委員長 安達委員。

○安達委員 何かすっきりしないところがありますが、また教えていただける場面があったら個別にお聞きしたいと思います。といいますのは、全国紙なんかで書かれるんですが、県によって認定が非常に、県によってですよ、これは米子市の場合ですけれども非常に差があるっていうようなことを聞かされますので、医療機関に行かれてぜひ申請手続をされたらっていう助言指導があったりするのが少ないか多いかもあると思うんで、市内全体でどのようなことがもう少し分かりやすく教えてもらえばなと思って質問しました。また個別にお聞きしたいと思います。

続いてお聞きしたいのは、就労継続の支援のB型、A型が20ページ、21ページに書かれてますが、以前お聞きしたことがあるのはB型の事業所の認可っていうんですか、申請を抑制しておられるように、西部管内で特に抑制をしておられるっていうのを2年ぐらい前から聞かされておるんですが、このことは今も続いているのかなと思います。といいますのは、A型の事業所のところ、前のページ、A型では事業所の廃止等があり利用者が減少しましたっていう記述があるんですが、A型はそういった傾向にある中でB型はどのように今推移しているのか、もう少し具体的にお聞かせ願えませんか。

○土光委員長 田村課長補佐。

○田村障がい者支援課長補佐兼計画支援担当課長補佐 B型の今の状況でございますけれども、委員おっしゃいましたように令和2年の9月から就労B型の事業につきまして試行的に総量規制というのを実施しておりまして、計画の見込み量を提供体制が大きく上回っている場合、定員が大きく見込み量を上回っている場合については、新たな指定はしないというようなことを試行的に県のほうで令和3年度末まで実施をしておりまして、令和4年の4月以降はその取扱いが一部変わりました、市町村の意見書を基に県のほうが指定の可否を判断をしていくといった方式が変わりました、その市町村の意見書を尊重していただいて、地域の実情やニーズに沿った適切な事業所運営が行われることの実現性が低い事業所については指定をしないことができるというような取扱いに今は変わっております。

B型につきましては、総量規制の関係がありまして事業所数とか定員数は増えてはおり

ませんが、利用者数については増加は令和3年度はしておりますが、やはり定員の数を大きくまだ下回ってる状況で、余裕がある状況でございます。

状況については以上でございます。

**○土光委員長** ほかにございませんでしょうか。

錦織委員。

**○錦織委員** 言葉のことなんですけど、16ページの下を表なんですけど、令和5年度末の目標値、令和3年度末の現在というので、その施設入所者の削減っていうこの削減という言葉が何か冷たいなっていう感じがするんですよね。けど下には文書のところでは令和元年度末から1人減少しましたっていうふうに書いてあって、人間なのに削減って、何かこの表現よりもこの下の表現みたいに施設入所者の減少とか、何かそういうふうに書いてもらったらいいなっていうふうに思いますがどうでしょうか。何かいい表現がないかなと思ったんですけど。

**○土光委員長** 田村課長補佐。

**○田村障がい者支援課長補佐兼計画支援担当課長補佐** 恐らく国の示してる形の表ではあるかとは思いますが、表記の仕方については柔らかい感じで減少といった形でも伝わるかと思しますので、その辺は中でも話してみたいと思います。

**○土光委員長** ほかにありませんでしたっけ。ほかにないですね。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時24分 休憩**

**午前11時26分 再開**

**○土光委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、こども総本部が所管する各種計画の進捗状況について当局の説明を求めます。

松田こども総本部次長。

**○松田こども総本部次長兼こども政策課長** そういたしますと、こども総本部が所管いたします各種計画の令和3年度末時点におけます進捗状況について御報告申し上げます。

まず初めに、1番の米子市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について御説明申し上げます。資料の2ページをお開きください。

本計画は、市町村を実施主体といたしましては幼児期の教育、保育の量的・質的確保及び地域におけます子育て支援の充実を図るために策定しているものでございまして、1に記載の基本理念安心して子どもを産み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなごの実現に向けまして、2に記載の事項を重点目標として取り組んでおりますが、この重点目標はまさにこども総本部の目標の柱でもございます。

まず、3の重点目標に対する令和3年度の取組でございます。

(1)の切れ目ない支援体制の構築・運用につきましては、2ページから3ページにかけての3点について特に取り組んだところでございます。

まず、こども総合相談窓口におきまして、子どもに関するあらゆる相談の窓口として利用者に寄り添い適切な関係機関につなぐ等、情報提供、助言等を行っております。相談件数は年々増加してございまして、また相談内容が多岐にわたっておりますが、一件一件のニ

ーズをアセスメントし、関係各課や関係機関と連携しながら対応しているところでございます。令和3年度はこれまでの相談内容を分析いたしまして、相談体制の改善と対応方法の体系化を行い、より効果的な相談体制の推進に取り組んでいるところでございます。

次に、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校の連携強化につきましては、就学に向けた児童の課題の共有や支援の充実を図るため、情報交換などを行う場でございます就学前の教育を語る会は残念ながら昨年は中止とさせていただきますが、夏休み中の保育施設等と小学校との合同情報交換会を行い、個別の教育支援計画、就学支援シート等の活用により小学校への移行支援を円滑に行ったところでございます。

令和4年度の取組といたしましては、1年生アドバイザーを2名配置いたしまして保育所等で年長児の様子や支援の状況を把握した上で小学校へ訪問し、学級担任、学校に対して個別の支援と学級全体への支援等の助言を行い、必要な支援が小学校へ切れ目なく引き継がれるよう取り組んでいるところでございます。

次に3ページ目、子育て支援センターの充実につきましては、令和4年度に淀江どんぐりこども園内によどえ子育て支援センター、箕蚊屋保育園内にみのかや子育て支援センターの2か所を新設いたしました。今後も公立保育所の統合、建て替えに係る構想の中で地域の子育て支援の拠点としての機能強化を図るため、必要に応じまして附帯施設として子育て支援センターを併設し子育て支援の充実を図ってまいります。子育て支援センターの取組状況につきましては、この後の項目で改めて御報告いたします。

次に、(2)の発達支援体制の強化につきましては、切れ目ない支援体制の構築、5歳児健診の実施、専門職員による支援を行いました。

まず、切れ目ない支援体制の構築につきましては、特別な支援や配慮を必要とする児童に対して縦横連携をしながらの支援を行うため部内はもとより庁内関係課で都度協議し、共通認識を図ったところでございます。今後も情報共有や引継ぎのツールをより効果的に活用できる体制を充実させるため、引き続き部局を越えた取組が必要であると考えております。

次に、5歳児健診につきましては、令和3年度には新たに専門職による5歳児相談会を実施いたしました。また、引き続き医師の診察を希望する保護者に対しましては二次健診を行いましたほか、今後も5歳児健診を契機といたしました相談支援と就学移行支援を計画的に実施してまいります。

次に、専門職員による支援につきましては、発達支援員、心理士、保育士、学校教育課指導主事等による巡回相談や発達相談などを実施いたしました。先ほど御報告いたしました令和3年度から新たに実施いたしました5歳児相談会につきましては、4ページ目一番上に記載いたしております。今後も支援の必要な児童が安心して園生活を送ることができるよう、巡回相談や個別相談等発達支援事業の充実を図り、また巡回相談や保護者参観などの機会を捉えた広報啓発の促進に努めてまいります。

次に、資料の5ページを御覧ください。4、幼児期の教育・保育の量についてでございます。

まず、この表について簡単に御説明申し上げます。この表の①の量の見込みは、計画策定時におけます計画期間各年度のニーズの見込み、つまり教育、保育の各認定区分におきましてどの時期にどの程度の受入れ枠が必要となる見込みかということをお示したものと

となります。

次に、表の②の確保の内容は①の量の見込みに対応するよう、受入れ枠をどの時期にどの程度確保していくかを定めた計画となります。

次に、表の③が実際に確保した受入れ枠の実績となります。つまり①と②が計画上の受入れ枠の数値で、③がそれに対応する受入れ枠の実績値となります。また、届出保育施設につきましては、参考値として捉えるものとなります。

さて、令和3年度末時点の状況ですが、低年齢児である3号認定の子どもを受け入れる小規模保育事業におきまして、令和3年度末で事業を休止または廃止をした事業所がございましたが、保育所及び認定こども園におきまして3号認定の受入れ枠を拡大した施設があったため、全体としてはおおむね計画どおりの受入れ枠を確保しております。

なお、③の確保した受入れ枠の実績に対する実利用者数はゼロ歳児は定員程度、その他の年齢では余裕がある状況でございます。

今後につきましては、受入れ枠程度の利用となっているゼロ歳児の受皿について、出生数や受入れ枠等の状況を引き続き注視しつつ、必要に応じて既存施設の更新の機会などを捉え拡充を図ってまいります。

次に、資料の6ページを御覧ください。5、地域子ども・子育て支援事業のうち、主なものについてでございます。

まず、(1)の放課後児童健全育成事業についてでございます。令和3年度におきましては受入れ枠が増加しているものの地域によっては依然として待機児童が発生しており、民間施設や公立のなかよし学級の受入れ枠の拡大のみならず、放課後児童健全育成事業以外の受皿となる放課後の子どもの居場所についても検討していく必要があると考えております。これにつきましては、今年度本計画の中間見直しを行うに当たりまして、放課後等の子どもの居場所について実態及び要望を把握するため、市内の小学校に通う児童及びその保護者を対象にいたしましたアンケート調査を実施しているところでございまして、今後その結果を本計画の見直し及び施策の検討に活用することとしております。

次に、(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)についてでございます。先ほど少し触れました子育て支援センターでございます。令和3年度の利用者数につきましては、長引くコロナ禍によりまして前年度に引き続き減少となっておりますが、電話での相談対応や遊び方や生活リズム等についての動画配信を行うなど、直接子育て支援センターにお出かけいただいた利用を控えておられる方に対しましても、悩みや不安の解消へのサポートができるように取り組んだところでございます。

最後に、(3)の保育所等で行っている一時預かり事業についてでございます。令和3年度におきましては、令和2年度と比較いたしますと利用者数は増加をいたしましたが、こちらの事業も新型コロナウイルス感染防止の観点からの利用控え等により、引き続き利用が落ち込んでおります。現在、保護者等から利用意向があった場合にはトワイライトステイ等の代替サービスも併せて御案内しておりますが、今後の受皿の検討に当たっては代替サービスとして案内している事業ほか一時預かり事業以外の受皿の稼働状況等を注視しながら、それらのサービスの拡充も含めて検討してまいることとしております。

続きまして、米子市子どもの貧困対策推進計画の推進状況について御説明いたします。資料の8ページを御覧ください。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図る必要があることから、国の子供の貧困対策に関する大綱や県の鳥取県子どもの貧困対策推進計画を踏まえまして、令和元年に策定いたしました米子市子どもの貧困対策推進計画におきまして教育の支援、生活の支援、居場所づくりの支援、保護者に対する支援の4つの重点施策として取り組んでいるところでございます。

令和3年度の主な取組といたしましては、以下の3点を上げております。

まず、(1) こども総本部の新設についてでございます。子どもに係る施策について、教育と福祉が一体となって総合的かつ効果的に推進するため、かつ妊娠期からの切れ目ない支援の充実のため、昨年12月6日付で新たな部としてこども総本部を設置し、子どもや子育て支援に関する窓口をふれあいの里に集約いたしました。なお、本年4月の機構改革によりまして、母子保健業務を福祉保健部からこども総本部に移管したところでございます。妊娠期から社会に自立するまで、この体制の中で子どもの成長を一貫して支援していくこととしております。

次に、(2) 生活保護・ひとり親家庭等学習支援事業こどもみらい塾の充実につきましては、令和3年度から島根大学教育学部特任教授をコーディネーターとして配置し、親子面接等で子どもの特性や家庭環境を把握しながら、一人一人に合った学習計画と学習環境を整え支援してまいりました。また、実施場所を1か所増設いたしまして、中学3年生に対して高校入試に向けた支援の充実に取り組みました。さらには、新型コロナ対応としてタブレットを活用したオンライン学習会も実施したところでございます。

(3) 支援児童等見守り強化事業でございますが、新型コロナの影響を受けての生活環境の変化等による児童虐待等のリスクを軽減するため、市内で子ども食堂を行う団体等に委託し支援ニーズの高い子どもの家庭を訪問する等しまして、家庭や子どもの状況の把握や食事の提供等を通じた見守り体制の強化を図ったところでございます。

次に、2の目標値の状況と今後についてでございますが、こどもみらい塾の実施箇所数は、受験対策を中心に中学生を対象とした平日の夜間に開催する学習拠点を新たに開設いたしました。これは新型コロナ感染拡大によりましてこどもみらい塾を中止することも多かったため、中学3年生の受験対策といたしまして学習機会を増やすため、平日、夜間に開催することとしたものでございます。令和3年10月から取り組み始め、週2回、夕方2時間の内容でオンラインも含めまして32回開催したところでございます。

そのほか、放課後児童クラブや地域の方が運営される子ども食堂も子どもたちの居場所として利用されているところですが、地域の実情も踏まえまして、多様な個性の子どもたち誰もが地域で安心して過ごすことのできる環境を地域の方々と力を合わせて整えてまいりたいと考えております。

また、スクールソーシャルワーカーは令和4年4月から8人に増員されたところでございます。令和3年12月にスタートしたこども総本部と教育委員会の緊密な連携によりまして、教育と福祉の一体的対応による支援の充実を一層進めてまいります。

生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率は、令和2年度に続き100%を達成いたしました。今後もこれを維持できますよう学習支援の充実を図るとともに、高校を卒業し社会に自立することに視点を置いた支援にも努めて取り組んでいくことで負の連鎖を断ち切

ることが必要であると考えております。

米子市子どもの貧困対策推進計画の進捗状況につきまして、御報告は以上でございます。

**○土光委員長** 瀬尻こども総本部次長。

**○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長** 続いて米子市母子保健計画の進捗状況について説明させていただきますが、その前に資料の数値に一部誤りがありまして、訂正をお願いしたいと思います。

修正箇所は、15ページの表の中の下の方の妊娠期からの虐待防止対策の項目の3の乳幼児健康診査の受診率（基盤課題A再掲）の令和3年度の数値において、1歳6か月児の未受診率が1.0%になっておりますが、2.7%の誤りですので訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、米子市母子保健計画の進捗状況について御説明させていただきます。資料の10ページを御覧ください。本計画は、健康日本21の実現に向けた国民運動計画として、平成27年度に国が定めたすこやか親子21（第2次）の数値目標から本市のこれまでの各種母子保健事業の取組結果を評価し、より実効性の高い母子保健事業を推進する指針となる計画として平成30年度に策定し、取り組んでいるものでございます。すこやか親子21（第2次）に示されている指標のうち令和3年度の実績値につきましては、15ページのすこやか親子21課題の取組目標値及び米子市の現状・目標値の表のとおりでございます。

次に、計画に掲げた課題に対する施策の取組状況についてでございますが、10ページから14ページの一覧のとおりでございます。すこやか親子21（第2次）に定められた基本課題、重点課題に基づき、切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策、育てにくさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの虐待防止対策の3点の課題と、本市独自の課題の妊娠中、育児期間中の喫煙率の低下、子どもの歯に対する意識の向上、子どもの発達に対する知識の普及の3点の課題を中心に施策に取り組んでいるところでございます。

主な事業の取組でございますが、まず（1）の切れ目のない妊産婦、乳幼児への保健対策では、11ページ上の③の全数の赤ちゃん訪問の実施につきまして、令和3年度の訪問実施率は96.9%でございました。訪問未実施は37件ございましたが、電話や来所による面談や医療機関との連携により全件について状況の把握をいたしました。また、訪問を希望されない御家庭につきましては、地区担当保健師が電話や来所いただいで面談により母子の状況を把握するとともに、育児不安への軽減への対応をいたしました。

次に、同じページが一番下、⑥の医療機関・関係機関との連携についてでございますが、特に支援の必要な妊婦さんについて、出産退院後に迅速に支援を行うことができるよう、産婦人科、小児科の医療機関との綿密な連携を行っております。

さらに、12ページを御覧ください。（2）育てにくさを感じる親に寄り添う支援についてでございます。⑧親の精神的な問題や慢性疾患、独り親や経済的困窮など親の背景の育てにくさの把握と寄り添いにつきましては、各種健診や訪問、電話や面談による相談の際など、あらゆる機会を捉えて子育てに対する不安などの親のサインを見逃さず、必要に応じて心理士、保健師、保育士など専門職による発達支援や地区担当保健師が継続的に家庭訪問し、必要なサービスにつなげるなど親に寄り添うことに努め、支援に取り組んでおります。

次に、13ページの(3)妊娠期からの虐待防止対策についてでございます。児童虐待の防止には、妊娠期から必要な支援を早期に提供することが必要でございます。そのため、妊娠届の際の面談や記入いただく妊婦アンケートを基に保健師や家庭相談員が妊婦さんと良好な関係を築き継続的な支援を行うとともに、広く知識の普及と相談窓口の周知に努めてまいりました。

その下、3、米子市独自課題に対する課題改善についてでございますが、これは冒頭にも申し上げました国の示すすこやか親子21(第2次)で示された指標と本市の現状とを比較し、本市の課題として上げられたものでございまして、(1)と(2)について目標に達していない状況でございます。

最後に、14ページの令和3年度の評価と今後についてでございますが、妊娠届時から保健師、助産師等による個別面談を行い妊婦の不安解消を図り、家庭訪問や乳幼児健診などの機会を捉えて子どもや親の状況を把握するとともに、いつでも相談していただけるよう関係構築に努めました。各種健診や相談等を通じて子どもの状況の変化や親が感じている育てにくさへのサインを逃さず、必要に応じて医療機関等とも連携しながら切れ目ない適切な支援に取り組みました。

妊娠中の妊婦の喫煙率、乳幼児健康診査の受診率等の目標値に届かなかった項目につきましては親の意識を高めることが必要であり、そのための周知、啓発について工夫し実施するとともに、今後も発達支援事業など関係事業、関係機関との連携を強化しながら切れ目ない支援の充実、積極的な知識の普及に努めてまいります。

米子市母子保健計画についての御報告は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様から御意見、御質問を求めます。

錦織委員。

**○錦織委員** 3ページの発達支援体制の強化なんですけど、3つ目のポツの専門職員による支援っていいことをしておられてよかったなと思うんですけど、療育センターとの連携はどうなっているのか。療育センターでは診療、診察を受けるまでに予約がいっぱいで半年先とか随分先まで待っているという現状があるんですけど、こういうときにすごく助かると思うんですけど、そこら辺の連携のことをお聞かせいただきたいと思います。

**○土光委員長** 小林こども相談課発達支援担当係長。

**○小林こども相談課発達支援担当係長** 発達支援体制として療育センターと連携を取らせていただく機会がとても多いんですけども、今コロナの状況もありまして、なかなか受診が初診までかなり時間がかかるっていうこともお聞きしております。各健診の後のフォローアップの教室っていうものを米子市が実施しておりますので、そちらの教室のほうに御参加をお声がけさせていただいたりとか、それから個別での相談については随時対応させていただいているという状況でございます。

**○土光委員長** 錦織委員。

**○錦織委員** 5ページなんですけど、下のほうで令和3年度末で休止、廃止した小規模保育がありましたっていうことなんですけれども、この中に企業主導型とかっていうのは入っているんでしょうかということをお尋ねしたいと思いますが、入ってないですかね。

**○土光委員長** 永榮こども政策課長補佐。

○永栄こども政策課長補佐兼子育て政策担当課長補佐 この中には企業主導型は入っておりません。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 最後ですけど、どこで聞いたらいいかなと思うんですけど、昨日も無園児ということで来年からこども家庭庁が対策にいいよっていうか、やっとなり出すということが新聞にも報道されてたんですけども、昨年かな、うちの岡村前市議がこの無園児の対策について質問したんですけど、その後何か米子市で対応されてるようなことがあったらお知らせください。

○土光委員長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 無園児の対応ということなんですけど、こども相談課の家庭児童相談室のほうで家庭相談員がそういった支援の必要なところの家庭に対しては訪問等を実施して、いろいろと相談のほうは受けておりますが、全部に関してそういった無園児だけっていうところまでは、なかなか対応のほうが行き届いてないところもあるかと思えます。以上です。

○土光委員長 錦織委員。

○錦織委員 あんまりされてないかなという印象は持ちまして、これからかなというところで、ぜひ進めていただきたいと思えます。以上です。

○土光委員長 ほかにありませんか。

吉岡委員。

○吉岡委員 3点ほど質問させてください。

先ほどもありました無園児というか、保育園とか幼稚園とか通ってない母、私も以前そうだったんですが、そういうときにやっぱり子育て支援センターってちょっと子どもと出かける場所として親としてはとてもこういうものがあると助かるなという印象なんですけど、ふれあいの里から高島屋のほうに移った支援センターがありますが、移転に関して利用者さんの反響とか何か感想とか御意見とか、そういうものは市のほうに届いていますでしょうか。

○土光委員長 瀬尻次長。

○瀬尻こども総本部次長兼こども相談課長 移転に関しては、こども総合本部の設置に伴い去年の8月に旧高島屋のGOOD BLESS GARDENの3階のほうに移転をさせていただきました。その際に、やっぱり前は駐車場が広くて、そういった健診のときに待ち時間とか利用してということで使いやすかったのについていろいろな意見はいただいております。うちのほうも今度、啓成小学校と東保育園の統合に伴いましてそちらのほうに支援センターができるまで、仮住まいというような形でさせていただいておるところなんですけど、できるだけ子どもさんや御家庭に不便のないようなそういった意見も取り入れて、過ごしやすい場所にしていきたいなと思っております。以上です。

○土光委員長 吉岡委員。

○吉岡委員 私のほうには、高島屋のところだからふれあいの里だったらふだん着でばっとなら出かけたのにちょっと着るものが困るとか、帰りに無駄遣いしちゃうような気がするとかいう御意見と、また駐車場からじかに入れるので雨にぬれなくてとても便利だっていう意見と両方届いております。なのでやっぱり使われる方のニーズがどこにあるかとい

うのを把握して、新しいところを整備されるときはしてほしいなと思います。

それと、職員の方、子育て支援センターの職員間でいじめがあるというような話を小耳に挟んでおります。お母さんたちに相談とか受けたり接する方同士でも、そういうことがちょっとあるというのは雰囲気的にもよくないかなと思いますので、その職員の方の働きやすい環境っていうのも留意していただけるといいです。

2点目、5ページの幼児期の教育・保育の量についてですが、これに関してもちょっと乳幼児、子どもさんを産んで、じゃ職場に復帰しようというときになかなかいいタイミングで入れないというようなお話を聞いておまして、数字上は過不足ないような形にはなっているんですが、結局親御さんのタイミングに合っていないくて、半年間ほかのところにあって4月から改めて入り直すというようなこともあるようですが、このゼロ歳児、1・2歳児とそれ以外のところの人数の調整みたいなものはできないものなんでしょうか。

**○土光委員長** 大谷こども支援課保育支援担当課長補佐。

**○大谷こども支援課保育支援担当課長補佐** 今おっしゃっているのは、年度途中での実際の入所の状況ということだと思います。

やはり4月1日時点と申しますのは、一番上の年齢のお子さんが抜けられてかなりの空きがそれぞれの学年で出てまいりますので、そこにやはりどうしても集中して入られてしまいます。その後の状況としては、各園転園されたりですとか転出などされたり等々の家庭の状況によって空いているところにそれぞれ月2回選考いたしましてお入りいただくという形になりますので、これは園の空き状況次第ということになってしまいますので、どうしても年度途中での入所は難しいものとなっております。以上です。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** そういう事情だというのは分かるんですけど、やっぱり子どもさんを産んだばかりの一番大変なときに、かなり自宅からも職場からも遠いところに空きがあるところに入らなければならないというようなことも聞いていますので、もう少し柔軟な、ほかの大きい子どもさんの保育体制をそこに回して、一番大変な時期のお母さんをサポートするというような体制を取っていただけたらなと思いますので、要望しておきます。

あともう1点、11ページの正しい育児の知識・育児サービスの周知というところで、中ほどに母子モでの情報提供というふうにあるんですが、これまた私の周りの若いお母さんたちに聞くと意外と使っておられないようです。聞くところによると、1人、2人、3人になると入力がとっても面倒くさいから、結局最初はよかったけど使わなくなったというようなお話も聞いているんですが、市から情報提供することもできますけど、使いようによっては双方向でプッシュ型で、しかもまたアンケートも取ったりとかそういうことに活用できる可能性もあるかなと思うので、もうちょっと何かこれを発展させたらどうかなと思うんですけど、今これ利用状況ってどういう感じになっているか分かりますでしょうか。

**○土光委員長** 小林係長。

**○小林こども相談課発達支援担当係長** 母子モの利用状況ですけれども、ちょっと古いデータにはなるんですけれども、現在2,077人の登録があるというところがございます。数か月前のものになりますのでその後登録が増えているかとは思いますが、大体1年間で500名から550名ぐらいの御登録をいただいているという状況でございます。

母子モのアプリの周知につきましては、妊娠届の際にチラシを使いましてそちらで読み込んでいただいて御利用いただけたらというような御案内をさせていただいております。また、ポスター等で各機関のほうでも周知をお願いしているような状況でございます。

今の活用状況としましては、乳幼児健診の日程の御案内、それから健診のときに持参いただくもの等の細かな御案内等もさせていただいているという状況でございます。今後活用の幅がまた広がれば、御利用いただける方も増えるかもしれないなというふうに思っておりますので、また検討させていただけたらと思います。

**○土光委員長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** もしそういう柔軟な対応ができるアプリであれば、周知ということも大事なんですけど、やっぱりこういったものってすごく早く米子市からのお得な情報が届くとかいいことがあったってというようなことで、多分お母さん方やお父さん方は口コミで広がっていくっていうほうが多いかなと思います。使った方がこれをやってよかったなっていうようなアプリになるようにしていただくといいかなと思いますので、要望しておきます。以上です。

**○土光委員長** 12時過ぎているのですが、このまま続けてもいいですか、それとも1時から改めて、どっちにしましょうか。ゆっくり質問がしたいということであれば1時から改めてしますが、どうしましょうか。このまま続行して構わない。

(「続けてください」「いや、質問の有無を確認してから」と声あり)

**○土光委員長** 質問する方は手を挙げてもらえますか。どのくらいおられますか。

(「なし」と声あり)

**○土光委員長** 続行するといっても、特に質問はほかにありませんか。

議長どうぞ。

**○稲田議長** 恐らく委員会これで終了すると見込みましたので、発言をお願いしたいと思います。いいでしょうか。

**○土光委員長** どうぞ。

**○稲田議長** 本日の前段の福祉保健部のところで、吉岡委員が発言の中で疑問を呈された部分があり、事業者の固有名詞を出されておられましたけれども、この場合は事業者というような形での発言を訂正されるべきではないかと思ひ、そのことをまず委員長に伝えたいと思います。

それから、その質問の終わりの頃に、資料の提供の部分で委員長との何回かやり取りがありましたけれども、あくまで吉岡委員が述べられた内容で当局が了承されてるのはそれと。その部分が曖昧であれば、吉岡委員と当局側で確認されるような運営をこれは望みたいと思います。

私からは以上でございます。

**○土光委員長** 実際固有名詞を出してやり取りをしたのですが、取消しといってももうそういう形じゃべったので、議事録関係でそこは正式に取消しをしたほうがいいということですか。

**○稲田議長** 発言されたのは吉岡委員ですので、あくまで吉岡委員の意思に委ねるしかないんですけども、ここでくどくどは言いませんが、内容としては疑問があつて固有名詞を出されている状態でこの委員会を終わるのは望ましくないだろうと思つての発言でござ

います。

**○土光委員長** 議長の指摘ということでもいいですか。

**○稲田議長** 端的に言えば、吉岡委員にこの内容で進めますかということと、もしそうなるとしても委員長のほうでやはりそれは多少変えたほうが、要は修正したほうが良いという判断が至ればという、要は吉岡委員と委員長の2人、そこちょっと確認されてほしいという意味でございます。

**○土光委員長** まず吉岡委員に確認しますが、事業所の固有名詞を出してやり取りをされたということで、これに関して例えばその部分を発言取り消すとかそういった意向はあるでしょうか。

**○吉岡委員** これってもう公になっているものではないかなと思ったので、事業者について隠す必要はないかなと思ったんですが、まだそういった段階でないということであれば、その部分を固有の企業の名称ではなくて事業者とか事業所っていうふうにしていただいても構わないですが。

**○土光委員長** ちょっと執行部に確認したいんですが、この段階でこれ議事録とか出ますから、今の段階でそういった事業者の固有名詞が公になるということは何か差し支えがありますか。

(発言する者あり)

**○土光委員長** 失礼しました。これは担当と協議して、差し支えがあるということでしたらまた対処します。

それから、もう一つ、その資料提供に関してこのどういった資料、私は吉岡委員の資料を明確にするためにしたということなので、特に私は問題ないと思っています。というふうに議長の指摘に対して対応したいと思います。

ほかに何かありますか。

議長。

**○稲田議長** では、残るということですかね。確認はこれからされるということですね。

**○土光委員長** 何をこれから。

**○稲田議長** 発言の内容については、これから確認をされるということですね。

**○土光委員長** つまり事業者の名前を出して、訂正するというふうにはこの段階ではしません。ただ担当課と話をして、今の公になるというのは何か差し支えがあるということでしたらそれなりの対処をしたいと思います。

ということで、委員長にそれは一任ということによろしいでしょうか。

今の私の発言訂正します。訂正する場合は委員長の一任ということではなくて、委員会として確認をする必要があります。だからここで一旦暫時休憩して、昼休憩中に担当課と公になることが差し支えがあるかどうか確認をしますので、その結果、1時から再開しますので、どういうふうにするかを協議したいと思います。ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○土光委員長** 暫時休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時00分 再開

**○土光委員長** 休憩前に引き続き民生教育委員会を再開します。

先ほどの吉岡委員発言の事業者名につきましては、担当課に確認したところ公開情報であることを確認しました。

この件について、吉岡委員、御発言ございますでしょうか。

吉岡委員。

**○吉岡委員** この事業者名に関しては、公開情報で名前が出ることに問題はないということですが、私の発言の中で個別の事業者名を出して言わないといけないという必然性はないかなと思いましたが、この事業者名を事業者というふうに訂正をしていただければと思います。

**○土光委員長** ただいま吉岡委員から申出のありました発言の訂正を許可することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 異議なしと認め、発言の訂正を許可することに決しました。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 1 時 0 2 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 土 光 均